

令和5年度ガス小売事業者への 立入検査（旧簡易ガス関係）の結果について

1. 立入検査の目的

関東経済産業局ガス事業課では、管内に所在するガス小売事業者に対し、ガス事業法の遵守状況を確認し、ガス事業法の執行の適正化を図ることを目的に、ガス事業法第172条第1項の規定に基づき立入検査を実施しています。

2. 立入検査の実施内容

立入検査では以下の事項を確認しています。（適正な取引に関する事項及び保安に関する事項を除く）

- ① 許可、登録及び届出事項の適合状況
- ② その他ガス事業法の遵守状況

3. 立入検査結果

（1）立入検査実施件数

被検査事業者数（供給地点群数） 6事業者（18地点群）
指摘をした事業者数 3事業者
指摘件数 3件

（2）指摘事項及び件数

項目	指摘事項	件数
法令等	通知書等が適切に保存されていない	0
	登録事項の内容に変更があった際に、手続きが適切にされていない	0
	地位承継、休止、廃止又は法人解散があった際に、手続きが適切にされていない	0
	登録事項と実態に差異があった	0
	供給計画届出（変更届出）が適切に提出されていない	0
	法第14条、15条について適切に実施されていない	3
	その他	0
	小計	3
その他	その他	0
総 合 計		3

（本件に関するお問合せ先）
関東経済産業局資源エネルギー環境部
ガス事業課 小売事業係
電 話：048-600-0414（直通）